

(13) 2017.8 ふじさと

たばこは地元から!!
～たばこ税は
貴重な財源です～

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。
平成30年4月2日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

請求手続きがお済みの方については、改めてお手続きいただく必要はありません。

■支給対象となる方

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容

国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券 い号
額 面 25万円（5年償還）

※手続きに関しては、ご遺族の状況により必要書類が異なります。

書類をそろえる為、当日請求手続きが終らない場合もありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ・請求窓口】

藤里町町民課 町民福祉係 ☎ 79-2113

秋田県農業試験場
参観デー 2017

秋田県農業試験場
(秋田市雄和相川字源八沢34-1)
両日とも午前9時～午後3時

県の記念日協賛事業として農業試験場の試験研究業務について県民の理解を深めていたため、試験研究成果を講演する農業技術セミナーや試験ほ場と施設の公開、農業なんでも相談を行います。また、各協賛団体による肥料・農業資材の展示や販売なども同時に開催します。

【テーマ】

「伸び率日本一 支える技術と品種」

9月1日（金）～2日（土）

農業試験場企画経営室
☎ 018-(881)-3312

【お問い合わせ先】

農業試験場企画経営室

※内容等の詳細については左記までお問い合わせください。

【申込】 不要
【対象者】 県民の皆様

あきたサイエンスクラブ 受講者の追加募集について

Dreamweaver（ドリームウェーバー）を使ってウェブサイトを作ろう！

【日 時】 ①10月28日(土) ②11月11日(土)
午後1時～5時

【会 場】 秋田公立美術大学

【対 象】 中学1年生～高校3年生

【募集人数】 各回10名程度

【申込締切】 平成29年9月22日（金）

Dreamweaver（ドリームウェーバー）の基本的な操作方法を学び、日常生活で撮った写真を利用した動くGIFアニメーションや簡単なウェブサイトを制作します。

【申込・お問い合わせ先】

秋田県あきた未来戦略課（あきたサイエンスクラブ事務局）
☎ 018-860-1262